

平成12年（1月～9月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1. 概要

(1) 総出火件数は4,934件の増加

平成12年（1月～9月）における総出火件数は48,676件であり、前年同期と比べますと、4,934件の増加です。

火災種別ごとにみますと、建物火災1,156件、林野火災293件、車両火災368件、航空機火災2件、その他火災3,130件それぞれ増加しています。また、船舶火災が15件の減少となっています。

(2) 火災による死者は1人減少、負傷者は478人の増加

火災による死者は1,549人で、前年同期と比べますと1人の減少です。

火災種別ごとにみますと、建物火災1,054人、林野火災14人、車両火災204人、航空機火災2人、その他火災275人の死者が発生しています。

火災による負傷者は6,113人で、前年同期と比べますと478人の増加です。

火災種別ごとにみますと、建物火災5,080人、林野火災146人、車両火災265人、船舶火災15人、航空機火災3人、その他火災604人の負傷者が発生しています。

(3) 建物火災の死者（爆発を除く）のうち、住宅での死者は86.9%

爆発を除いた建物火災における死者1,052人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は914人（86.9%）です。

(4) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災48,676件を出火原因別にみますと、「放火」5,648件（11.6%）、「たばこ」5,435件（11.2%）、「放火の疑い」4,462件（9.2%）、「こんろ」4,216件（8.7%）、「たき火」3,631件（7.5%）、「火あそび」1,850件（3.8%）の順となっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみますと、建物火災25,664件にあっては、「こんろ」4,146件（16.2%）、「たばこ」2,858件（11.1%）、「放火」2,768件（10.8%）、「放火の疑い」1,842件（7.2%）、「ストーブ」1,209件（4.7%）の順となっています。

林野火災2,573件では、「たき火」755件（29.3%）、「たばこ」345件（13.4%）、「火入れ」303件（11.8%）、「放火の疑い」204件（7.9%）、「火あそび」134件（5.2%）の順となっています。

車両火災6,166件では、「放火」772件（12.5%）、「放火の疑い」655件（10.6%）、「排気管」619件（10.0%）、「内燃機関」311件（5.0%）、「衝突の火花」270件（4.4%）の順となっています。

その他火災14,034件では、「たき火」2,242件（16.0%）、「放火」2,051件（14.6%）、「たばこ」1,987件（14.2%）、「放火の疑い」1,756件（12.5%）、「火あそび」962件（6.9%）の順となっています。

5) 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	34,595棟
(126棟／1日 1.3棟／件)	
り災世帯数	23,475世帯
(86世帯／1日 0.9世帯／件)	
建物焼損床面積	1,202,379m ²
(4,388m ² ／1日 46.7m ² ／件)	
建物焼損表面積	128,027m ²
(467m ² ／1日 5.0m ² ／件)	
林野焼損面積	159,712 a
(583 a／1日 62.0a／件)	
損害額	10,608,571万円
(38,717万円／1日 218万円／件)	

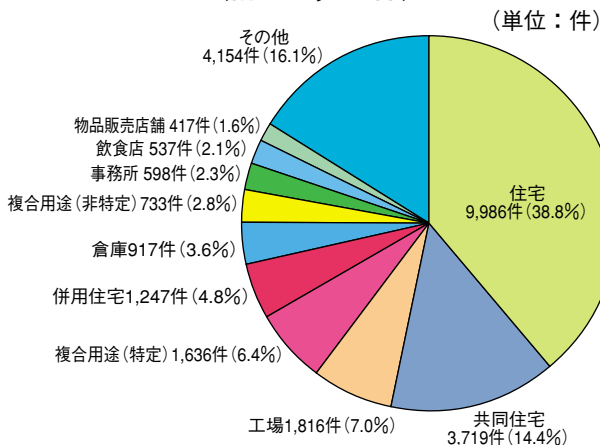
これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	1,061棟	(3.2%)	増加
り災世帯数	529世帯	(2.3%)	増加
建物焼損床面積	9,228m ²	(0.8%)	増加
建物焼損表面積	301m ²	(0.2%)	増加
林野焼損面積	64,076a	(67.0%)	増加
損害額	-366,540万円	(-3.3%)	減少

2. 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災25,760件を建物用途別にみますと、次図のとおりです。

建物用途別火災件数
(計 25,760件)

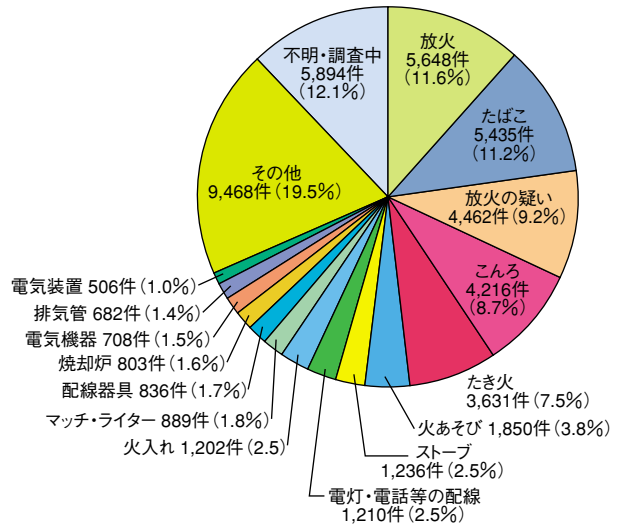


3. 出火原因別にみた火災発生状況

全火災48,676件を出火原因別にみますと、次図のとおりです。

出火原因別火災件数
(計 48,676件)

(単位：件)

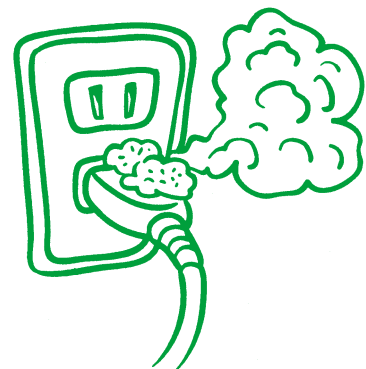


4. 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

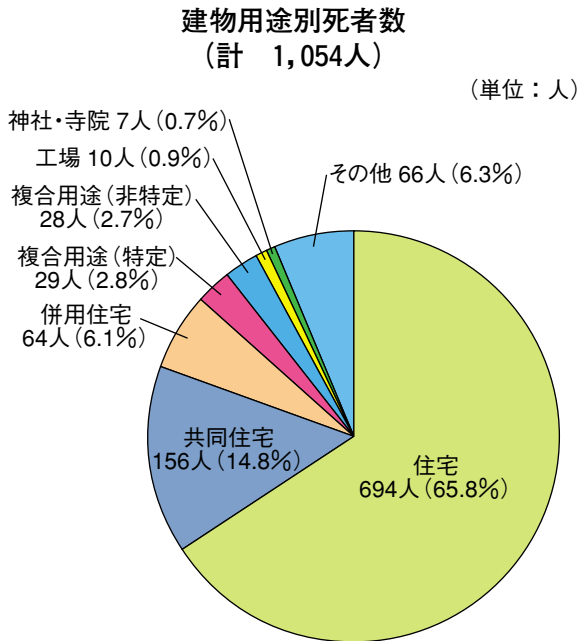
全死者1,549人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	1,054人	(68.0%)
林野火災	14人	(0.9%)
車両火災	204人	(13.2%)
船舶火災	0人	(—)
航空機火災	2人	(0.1%)
その他火災	275人	(17.8%)



(2) 建物用途ごとの死者発生状況

建物火災における死者1,054人を建物用途別にみますと、次図のとおりです。



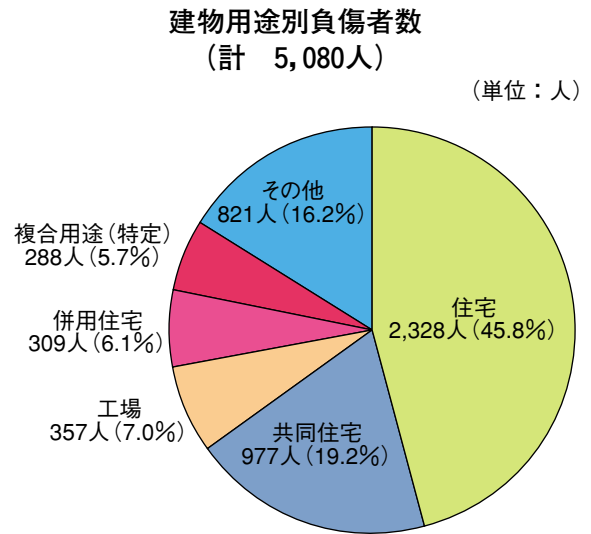
(3) 火災種別ごとの負傷者発生状況

全負傷者6,113人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	5,080人	(83.1%)
林野火災	146人	(2.4%)
車両火災	265人	(4.3%)
船舶火災	15人	(0.2%)
航空機火災	3人	(0.0%)
その他火災	604人	(9.9%)

(4) 建物用途ごとの負傷者発生状況

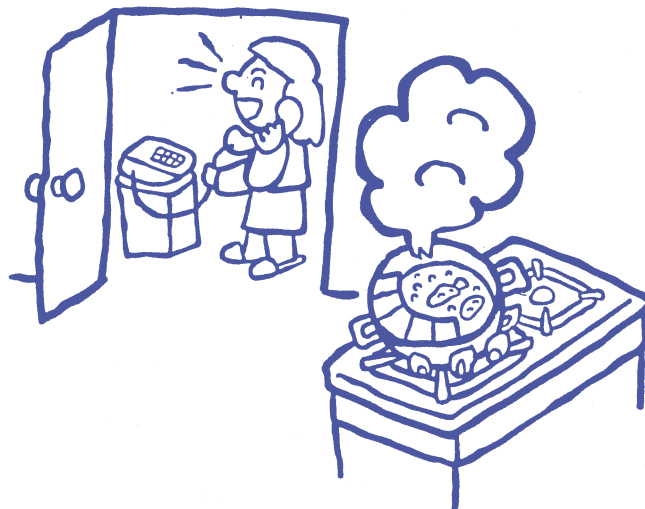
建物火災における負傷者5,080人を建物用途別にみますと、次図のとおりです。



(5) 死者の発生した経過ごとの死者発生状況

全死者1,549人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	658人	(42.5%)
放火自殺	533人	(34.4%)
着衣着火	92人	(5.9%)
出火後再進入	27人	(1.7%)
その他	239人	(15.4%)



平成13年度消防庁広報テーマと主な行事予定

総務課

火災をはじめとする各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防災を自らの問題と受け止め、行動することが強く望まれます。消防庁では、人命を最優先する立場から、火災、

地震、風水害等の各種災害による死傷者の発生を最小限にとどめることを基本目標とし、以下のとおり平成13年度消防庁広報テーマを定め、国民の防災意識の高揚を図っていくこととしています。

年間広報重点テーマ

広報事項	要旨
火災及び火災による死者の発生防止	火災の発生を防止するため、国民が日常特に留意すべき事項として、「火の用心のポイント」を広く国民に呼びかける。 また、火災によって毎年多くの貴重な人命が失われているので、年間を通じてあらゆる機会をとらえて火災による死者の発生防止を呼びかける。
住宅防火対策の推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に、65歳以上の高齢者が、その半数を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べ極めて高い現状にある。このような現状及び高齢社会が、今後益々進展していくことを考えるとこのまま推移すれば、火災による死者が急増することが懸念される。 このような状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、国、地方公共団体、関係業界団体等の連携による住宅防火対策を、国民運動的に推進することを目的とし広報する。
放火火災予防対策の推進	放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出す必要があり、放火火災に対する注意心を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団の充実強化を推進していくためには、消防団活動に対する国民の理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、地域の消防防災の中核として活動していることを広報するとともに、消防団の果たす役割の重要性について啓発を図る。
自主防災組織等住民による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が地域ぐるみで災害に対処することが必要である。 阪神・淡路大震災では、住民がバケツリレー等により初期消火を実施し延焼を防止した例が少なくないことから、地域住民の防災活動が非常に重要であることが改めて認識された。 このため、住民自らによる効果的な初期消火活動や救急・救護活動等が行えるよう、より実践的な防災訓練の実施及び積極的な参加を呼びかける。 また、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、災害ボランティアの必要性について呼びかける。 さらに、事業所等に対し、消防用設備等の整備と自主防災組織等の充実を図り、日ごろから防災訓練を実施し、施設の防火管理体制の強化など自らの防災体制の強化を推進するとともに、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	地震、風水害、火山災害による被害を最小限に食い止めるため、災害に対しての日ごろからの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発するとともに、特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。
住民に対する応急手当の普及啓発	傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせないことである。 このため、住民が自ら応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関の行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。
防災まちづくりの推進	地域における防災機能を向上させるためには、防災基盤等ハード面での整備を進めるとともに、地域づくりのあらゆる面に防災の視点を取り入れ、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。 このため、住民の手による防災マップの作成や防災施設の設置など、先進的な防災まちづくりへの参加について呼びかける。

月別広報テーマ一覧

月別	平成13年度月別広報テーマ（担当課）
4	<ul style="list-style-type: none"> ①防火管理の徹底（予防課） ②林野火災の防止（防災課） ③外出先での地震の対処（震災対策指導室）
5	<ul style="list-style-type: none"> ①消防団活動への理解と協力の呼びかけ（消防課） ②住宅防火対策の推進《新住宅防火対策》（予防課） ③風水害への備え（防災課） ④住民に対する応急手当の普及啓発（救急救助課）
6	<ul style="list-style-type: none"> ①危険物安全週間（危険物保安室） ②住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》（予防課） ③火あそびによる火災の防止（予防課） ④災害弱者対策の推進（防災課） ⑤津波による災害の防止（震災対策指導室） ⑥石油コンビナート災害の防止（特殊災害室）
7	<ul style="list-style-type: none"> ①防災訓練への参加の呼びかけ（震災対策指導室） ②花火による火災の防止（予防課） ③風水害への備え（防災課）
8	<ul style="list-style-type: none"> ①台風に対する備え（防災課） ②住民自らによる災害への備え（防災課） ③天ぷら油による火災の防止（予防課） ④電気器具の安全な取扱い（予防課）
9	<ul style="list-style-type: none"> ①9月9日は救急の日（救急救助課） ②地震に対する日常の備え（震災対策指導室） ③住民参加による防災まちづくりの推進（防災課） ④住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》（予防課） ⑤秋の行楽期における火災の被害防止（予防課）
10	<ul style="list-style-type: none"> ①物品販売店舗に対する適マーク制度の普及と理解の推進（予防課） ②ガス機器による火災及びガス事故の防止（予防課）（危険物保安室） ③火山災害に対する備え（防災課） ④消防の国際協力に対する理解の推進（救急救助課） ⑤地震発生時の出火防止（震災対策指導室）
11	<ul style="list-style-type: none"> ①秋季全国火災予防運動（予防課） ②11月9日は「119番の日」（総務課）（防災情報室） ③住宅防火対策の推進《住宅防火診断》（予防課） ④婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ（防災課） ⑤危険物施設等における事故防止について（危険物保安室）
12	<ul style="list-style-type: none"> ①雪害に対する備え（防災課） ②放火による火災の防止（予防課） ③石油ストーブなどの安全な取扱い（予防課）（危険物保安室） ④消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進（消防課）
1	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財防火デー（予防課） ②消火栓の付近での駐車禁止（消防課） ③たき火による火災の防止（予防課） ④1月17日は「防災とボランティアの日」（防災課）
2	<ul style="list-style-type: none"> ①春季全国火災予防運動（予防課） ②林野での火気の取扱いの注意（防災課） ③ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ（消防課） ④たばこによる火災の防止（予防課）
3	<ul style="list-style-type: none"> ①3月7日は消防記念日（総務課） ②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ（防災課） ③春の行楽期における火災の被害防止（予防課）

主な行事予定

行 事 名	概 要	時 期
独立行政法人消防研究所 一般公開	科学技術週間（4/16～4/22）にちなみ、独立行政法人消防研究所を一般に公開する。	4月20日
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	5月中旬
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が褒章を伝達する。	5月中旬
「危険物安全週間」	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。	6月3日～6月9日 （6月の第2週）
危険物保安功労者、優良危険物 関係事業所及び危険物安全週間 推進標語表彰式	危険物の保安に功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所等を消防庁長官が表彰する。	6月の第2週
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。	7月1日
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総理大臣又は消防庁長官が表彰する。	7月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	8月上旬
平成13年度総合防災訓練	東海地震及び南関東直下型地震を想定し、総理大臣、総務大臣をはじめとする全閣僚、消防庁等関係省庁等の参加による政府本部運営訓練、現地訓練等防災訓練等を行う。	9月1日
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を総理大臣が表彰する。	9月上旬
「防災の日」及び「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。	9月1日 8月30日～9月5日
「救急の日」及び「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。	9月9日及びこの日 を含む1週間
救急功労者表彰式	救急業務推進に貢献し社会公共の福祉の増進に功績があった個人又は団体を消防庁長官が表彰する。	9月9日
「国際防災の日」	「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすることが決議された。	10月10日
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	10月下旬
優良消防防災システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁長官が表彰する。	10月下旬
住宅防火対策優良推進組織等表 彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。	10月下旬
第49回全国消防技術者会議	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。	11月1日～11月2日
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	11月上旬

行 事 名	概 要	時 期
秋季全国火災予防運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	11月9日～11月15日
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。	11月9日
第4回全国消防広報コンクール表彰式	消防広報を一層国民にわかりやすく理解してもらうため、全国の消防本部及び消防団の各種広報媒体の広報技術の向上を図ることを目的として、コンクールを実施し、消防庁長官が表彰を行う。	11月9日
消防功労者総務大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を総務大臣が表彰する。	11月中旬
消防白書発刊	各種災害の実態、消防防災行政の現況と課題等について解説し、消防防災体制の確立に広く活用されることを目的として毎年発刊している。	12月中旬
「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」	平成7年12月15日の閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。	1月17日 1月15日～1月21日
「文化財防火デー」	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことを契機に、民族の遺産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために制定された。	1月26日
消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を公開の場で発表し広く討論する。	1月下旬
第4回全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	2月中旬
春季全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に山火事予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
「消防記念日」	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。	3月7日
消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
優良消防防災機器開発・科学論文表彰式	優れた消防機器の開発等及び消防防災科学論文を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
防災まちづくり大賞表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組み、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて総務大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。	3月中旬
消防関係業界功労者表彰式	消防関係業界の発展に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
少年消防クラブフレンドシップ'2002	クラブ活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬

「気持ちを新たに…!!」

奈良県中和広域消防組合消防本部 消防長 山本 一則

「中和広域消防組合」これだけを聞くと何県にある消防かよく判らないと思いますが、実は、読んで字のごとく大和盆地（奈良県）の中央部分に広がっている5市町村（面積166平方キロメートル、人口約25万人）により構成されている組合消防です。

全国初の試みとして、昭和62年4月1日に大和高田市・橿原市・御所市の既存消防本部と高市郡（高取町・明日香村）により発足し、1本部4消防署3出張所（190人の職員）で業務を開始しました。現在では、1本部4消防署4出張所（女性6名を含む301人の職員）で業務を行っています。

それでは、これから少しか管内を案内したいと思います。まず、この辺り一帯は、古代・古墳時代から中世にかけての歴史的遺跡・遺産が集中しています。特に明日香村は、歴史の宝庫であり先日発見されて話題になった亀型石造物や、NHK朝の連続テレビ小説「明日香」の舞台にもなり、誰でも1度や2度は耳にした事があるのではないのでしょうか？特に橿原市から明日香村にかけては、万葉集に歌われている耳みみ成山・天の香具山あまのかぐやま・畝傍山うねびやまの大和三山を取り巻くように、実に多くの遺産が散らばっていて、風情の漂う地域になっています。

ただ、関西の中心都市ともいわれる大阪と交通至近の位置にあるところから、歴史的遺産の集積地である反面、現在は、大都市近郊型の市街地という性格も有しています。そのことから

も、歴史の町であると同時に都市型の側面も持ち合わせている地域といえます。

このような地域性から近年、核家族・共稼ぎで日中は留守の家庭が増加し、今までのような日中に行う防火指導では指導が行き届かない面が出てきました。

そこで当組合では、数年前から幼児・高齢者対象の防火指導に力を注いでいます。まず、幼児たちにはぬいぐるみ劇や紙芝居・腹話術などを実施し、そして老人施設等では、音楽療法を取り入れた防火指導などを実施して、一緒に楽しむこと、興味を持ってもらうことに重点を置いて指導しています。

そうすることにより、みなさんが消防に興味を持ち、家に帰った時や施設に面会に来られた家族に対して、防火指導の内容を楽しそうに話をすれば、家族の方々も消防に親しみを感じ、そこから新たな防火意識の向上に結びついていくというまさに一石二鳥の防火指導を実施してきました。そしてその効果は徐々にではありますが、色々な面が出てきていると実感しています。

新世紀を迎え、この歴史的及び都市的要素を持つ特性をフルに活かして、「遅れている」と言われ続けている情報化への対応だけでなく、さらに市民に対するやさしさ、あたたかさを持ち合わせた「親しみのある消防」を目指し、気持ちを新たに取組んでいきたいと思っています。

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

(防災課)

火災を予防し災害から身を守るためには、家庭、職場を問わず、住民一人ひとりが、日頃から、出火防止や、火災や災害が発生した場合の初期消火、消防機関への通報、早期避難など正しい防火・防災についての知識を身につけておくことが大切です。

少年消防クラブは、子供の頃から火災予防に関する知識・技術などを身につけることにより、学校や家庭などにおいて防火・防災意識を高めることを目的とする組織です。クラブ員は、おおむね10歳から15歳までの少年少女により構成されていて、日本全国で約6,200団体、約49万人が活発に活動しています（平成12年5月1日現在）。クラブの活動内容は、地域によって多少異なっていますが、その主な活動内容は次のとおりです。

1. 講習会等への参加

防火・防災講習会や救急教室などに参加し、火災のメカニズム、火災予防や初期消火の方法、けがをしたときの応急手当などを体験したり学習したりしています。

また、夏休みなどを利用して、消防学校に体験入校するなどして、ロープを使った救助訓練、消防車への試乗、炊飯訓練などを行っています。

2. 研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録を印刷して、その都度、各家庭に配付し、火災予防や防火思想の普及に効果をあげています。

3. 弁論大会

クラブ員による防火・防災弁論大会を行い、防火・防災思想の啓発に効果をあげています。

4. 火災予防運動への参加

火災予防運動期間中に、クラブ員が分担して各種の資料を集め、これらに基づき図表や図画等を作り「こども防災展」等を開催したり、クラブ員の作ったポスター等を町の商店街等に展示するなど、火災予防運動に参加しています。

5. 防火パトロールの実施

年末を中心に地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるための夜間防火パトロールを行っています。

このような活動を通じて、体験したことや学習したことが、家庭での火災予防、ひいては地域における防火・防災思想の普及に大きな成果をあげています。

平成11年中は、全国で一日平均160件の火災が発生し、一年間に約2,100人もの方々が亡くなっています。また、我が国は台風をはじめとする自然災害により、毎年大きな被害がもたらされております。このような火災や自然災害から身を守るためには、地域の一人ひとりが「自分で守る、みんなで守る」という普段からの心構えが何よりも大切です。

災害に強い安全なまちづくりのためには、一人でも多くの子供達がこれらの活動に積極的に参加していただきたいものです。



実地体験（川崎市中原地区少年消防クラブ）

春の行楽期における火災の被害防止

(予 防 課)

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えてきます。しかし、この時期は降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなどの林野火災が発生しやすい気候条件となる 경우가多く、火災発生の増加が懸念されます。平成11年中の林野火災の出火件数は2,661件で、月別にみるとその発生時期は地域によって必ずしも一定していませんが、全林野火災の42.1%に当たる1,119件が3、4、5月の春に発生しています。また、林野火災の主な原因をみると、たき火が734件(27.6%)、たばこが423件(15.9%)、火入れが270件(10.1%)の順となっています。これは、春になって暖かくなり山などに出かける機会が増えるため、たき火の不始末、たばこの投げ捨て、火あそび等から火災に至るものです。このような火災を少しでもなくすために、アウトドアを楽しむ一人ひとりが火の取扱いについて注意することが必要です。

◎ 春の行楽期を楽しいものにするために、次の事項を守ってください。

1. たき火をする際は近くに水のはいったバケツなどを用意し、万一、火が拡大した際にすぐ消火できるようにしておく。
2. たばこは灰皿のあるところで吸い、投げ捨てはしない。
3. 紙屑などのゴミ類は火災の発生や、延焼拡大の原因となるため、各自のゴミはきちんと持ち帰る。

また、この時期は、家族旅行等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する機会が多くなります。旅館・ホテル等の関係者の方は、火災を起こさないような予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊される方も寝たばこなどにより火災を起こさないように気をつけるとともに、万一火災が起きた場合に安全に避難できるように避難経路の確認など、施設を利用する上での注意をよく守りましょう。

◎ 旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

1. 避難経路の確認

旅館・ホテル等で火災が発生した場合、宿泊者が施設に不案内なため避難経路が分からず、逃げ場を失い亡くなる例があります。宿泊室から2方向以上の避難経路を実際に歩いて確認するとともに、非常用の懐中電灯や避難器具等の確認もしておきましょう。

2. たばこの処理

寝たばこや吸い殻の投げ捨てなどの宿泊客のたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。寝たばこは絶対にしないのはもちろんですが、たばこは所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。

3. 「適マーク」について

旅館・ホテル等で玄関やフロントに表示してある「適マーク」は、その施設が一定規模以上の建物が満たすべき防火基準に達していることを表示するマークです。もちろん、「適マーク」が表示された施設からは火災が絶対に発生しないということではありませんが、最低限の設備は備えているということで安全の目安となるマークですので、旅館・ホテル等を選ぶときの参考にしてください。

以上のことを心がけ、皆さん一人ひとりが防火に関する正しい知識を身につけ、火災のない楽しい春の行楽期にしましょう。

防火管理の充実

(予 防 課)

「防火管理」とは、ソフト面における火災予防の充実を図り、火災が発生した場合に人命の安全確保、火災の拡大の防止を図るもので、消防法第8条に規定されています。消防法で定める収容人員が一定以上の防火対象物（学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は住居する建築物）の管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、所轄消防長又は消防署長に届出ることが義務づけられています。

また、防火管理者は、防火管理講習を修了した者などのうち、管理的又は監督的な地位にある者でなければなりません。これは、防火管理者の職務は、火災及び消防に関し高度な知識を必要とし、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行しなければならないからです。

高層建築物や地下街等で管理権原が分かれている場合は、火災が発生した際の混乱と惨事を防ぐため、相互の連絡協力と建物全体としての防火管理が不可欠であることから、各管権原理者があらかじめ防火管理上必要な事項を協議し、共同で一体的な防火管理を実施することの必要性が消防法第8条の2に規定されています。

《防火管理者が行なう防火管理業務》

1. 消防計画の作成
2. 消火・通報・避難訓練の実施
3. 消防用設備等の点検及び整備
4. 火気の使用又は取扱いに関する監督
5. 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
6. 収容人員の管理
7. その他防火管理上必要な業務

防火管理者が適正な防火管理業務を行うために最初に行わなければならないことは、消防計画の作成であり、消防計画に基づいて防火管理上必要な業務を実施します。

《消防計画に定める事項》

1. 自衛消防の組織に関する事
2. 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
3. 消防用設備等の点検及び整備に関する事
4. 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画その他避難施設の維持管理及びその案内に関する事
5. 防火壁、内装その他の防火管理上の構造の維持管理に関する事
6. 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事
7. 防火上必要な教育に関する事
8. 消火、通報及び避難の訓練に関する事
9. 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
10. 防火管理について消防機関との連絡に関する事
11. 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関する事
12. その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項

平成12年3月31日現在において、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、防火管理者を選任しその旨を消防機関に届け出ているものは73.4%、消防計画を作成し消防機関に届け出ているものは64.0%となっています。火災の予防を効果的に行い、火災が発生した際には被害を最小限にとどめるためには、実態に即した防火管理体制を確立し充実した防火管理を行うことが必要です。防火対象物における防火安全対策について消防機関にすべて依存することなく、自らが火災を防ぎ、また、万が一火災が発生したときには消防機関への通報、避難誘導、初期消火等が適切に行えるよう日頃から訓練しておくことが重要です。

平成13年消防出初式

(総務課)

平成13年消防出初式が、全国各地で実施されました。

1月6日(土)には、東京ビックサイト多目的広場（東京都江東区有明）において、片山虎之助総務大臣、中川浩明消防庁長官を来賓に迎えて、

「平成13年東京消防出初式」が実施されました。

また、1月11日(木)には、京都市左京区において、中川浩明消防庁長官を来賓に迎えて、「21世紀幕開け記念京都市消防出初式」が実施されました。



東京消防出初式で挨拶する片山虎之助総務大臣



京都市消防出初式で挨拶する中川浩明消防庁長官

第9回全国救急隊員シンポジウムの開催

(救急救助課)

「第9回全国救急隊員シンポジウム」は、(財)救急振興財団と東京消防庁の共催及び、消防庁の後援により下記のとおり開催します。

本年は救急救命士制度発足・(財)救急振興財団設立10周年の記念すべき年となることから、本シンポジウムにおいては、「災害時における救急医療について」の記念講演を行うほか、ニューヨークのメディカルディレクターを招聘して特別講演を行うとともに、「21世紀の救急業務のあり方」について、救急医学、マスコミ、行政等の有識者による討論会を実施することと

しています。

また、各消防本部における救急隊員の教育体制、救急活動の各種事例及びヘリコプターの活用事例等、救急業務に関する様々な発表を行うこととしています。

このように、今後の救急業務発展の礎となるプログラムが多数実施されますので、地域における救急業務の更なる発展のためにも、救急隊員のほか、各都道府県の関係者及び消防機関の管理職の方々におかれましても参加していただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時

平成13年2月15日(木) 9時00分から16時30分まで

平成13年2月16日(金) 9時00分から12時00分まで

2. 開催場所

東京国際フォーラム (東京都千代田区丸の内3-5-1)

3. 開催プログラム

- (1) ラウンドテーブルディスカッション：「21世紀の救急業務のあり方」
- (2) 特別講演：「メディカルコントロール体制について」
- (3) シンポジウム：「地域におけるメディカルコントロールのあり方について」
- (4) パネルディスカッション：「20世紀の大規模災害の検証」
- (5) 記念講演：「災害時における救急医療」
- (6) 教育講演：「ウツタイン様式による救命効果の検証について」
：「出産一分娩介助」
- (7) ビデオセッション：「救命のための組織活動」
- (8) 一般演題
- (9) ポスターセッション

第3回全国消防救助シンポジウムの開催

(救急救助課)

第3回全国消防救助シンポジウムを、下記のとおり開催します。

このシンポジウムは、救助技術の研究成果及び救助活動事例の発表や意見交換を行い、救助技術の向上を図ると共に救助隊員等相互の交流

と親睦を深めることにより、救助体制の一層の充実を図ることを目的とするもので、全国の消防救助隊員や都道府県消防防災関係者等を対象としています。

記

1. 開催日時

平成13年2月23日(金) 10時30分～17時00分

2. 開催場所

東京都港区虎ノ門2-9-16 「ニッショーホール」

3. 参加対象

全国消防救助隊員、消防学校関係者、都道府県消防防災関係者等

4. メインテーマ

「災害現場における救助と医療との連携」について

5. 内容

(1) 講演 「災害現場における救助と医療との連携」について

① 防衛庁 山田 憲彦 先生

米連邦緊急事態管理庁 (FEMA) におけるコンファインド・スペース・メディシン (CSM：瓦礫の下の医療) について

② 国立病院災害医療センター 井上 潤一 先生

日本におけるCSMに対する考え方とCSMの訓練概況

(2) パネルディスカッション

「災害現場における積極的な救助と医療との連携」をテーマに阪神・淡路大震災及び国際消防救助隊で隊員として活躍された方々に、大規模災害現場での体験等から積極的な救助と医療との連携についての考え方を発表していただき、講演をしていただいた山田氏、井上氏を交えてディスカッションを行います。

(3) 事例研究

全国の消防救助隊員や消防防災関係者から公募した事例について発表と意見交換を行います。

消防庁電話番号一覧

中央合同庁舎第2号館への移転に伴い、消防庁の電話番号等が **(総務課)**
以下のとおり変更されましたのでお知らせします。

課(室)名	直通	内線
長官室	5253-7520	7500
次長室	5253-7520	7501
審議官室	5253-7520	7502
秘書室	5253-7520	7505 7506
F A X	5253-7530	7530
総務課	5253-7521	
課長		7550
政策評価広報官		7551
課長補佐		7552
主幹		7555 7556
総務係		7560 7561
企画係		7565 7566
広報係		7570 7571 7572
会計第一係		7575 7576
会計第二係		7580 7581 7582
表彰係		7585 7586 7587
F A X	5253-7531	7531
消防課	5253-7522	
課長		7600
消防職員企画官		7601
理事官		7602
課長補佐		7603
課長補佐		7604
主幹		7605 7606
警防係		7610 7611
消防団係		7615 7616 7617
教養係		7620
職員第一係		7621
職員第二係		7622
財政係		7625 7626 7627 7628
F A X	5253-7532	7532

課(室)名	直通	内線
予防課	5253-7523	
課長		7650
課長補佐		7652
設備専門官		7653
国際規格対策官		7654
主幹		7655 7656
企画調整係		7660 7661
予防・調査係		7665 7666 7667
設備係		7670 7671 7672 7676
規格係		
国際規格係		7675
F A X	5253-7533	7533
危険物保安室	5253-7524	
室長		7700
危険物判定指導官		7701
課長補佐		7702
課長補佐		7703
課長補佐		7704
危険物第一係		7710 7711
危険物第二係		7717
危険物判定係		7715 7716
化学火災係		7705 7706
パイプライン係		7720 7721
行政係		7725 7726
F A X	5253-7534	7534
防災課	5253-7525	
課長		7750
広域消防応援対策官		7751
災害対策官		7752
課長補佐		7753
主幹		7755
防災第一係		7760
防災第二係		7761 7762 7763
防災第三係		7765 7766 7767
F A X	5253-7535	7535

課(室)名	直通	内線
防災情報室	5253-7526	
室長		7800
課長補佐		7801
課長補佐		7802
情報企画係		7805
		7806
情報管理係		7810
		7811
通信企画係		7815
通信管理係		7816
		7820
		7821
F A X	5253-7536	7536
震災対策指導室	5253-7527	
室長		7850
課長補佐		7851
震災対策専門官		7852
企画係		7855
		7856
計画係		7860
事業係		7861
F A X	5253-7537	7537
特殊災害室	5253-7528	
室長		7900
課長補佐		7901
課長補佐		7902
特殊災害専門官		7903
企画係		7905
		7906
コンビナート保安係		7910
コンビナート審査係		7911
F A X	5253-7538	7538
救急救助課	5253-7529	
課長		7950
救急専門官		7953
国際協力官		7951
国際協力専門官		7952
主幹		7955
		7956
救急企画係		7970
		7971
救急推進係		7975
		7976
航空係		7965
		7966
救助係		7967

課(室)名	直通	内線
国際緊急援助係		7960
国際協力係		7962
F A X	5253-7539	7539
消防審議会室	5253-7540	7980
宿直室	5253-7777	7782
宿直室 F A X	5253-7553	7789
災害対策用 (消防審議会室)		7981
		7982
		7983
		7984
		7985
		7986
		7987

郵便番号：〒100-8927

住所：東京都千代田区霞が関2-1-2

代表電話：03-5253-5111

ホームページアドレス

総務省：www.soumu.go.jp

消防庁：www.fdma.go.jp



中央合同庁舎第2号館全景

自治省 辞 令

(平成13年1月5日付)

氏 名	新	旧
鈴木 正 明	辞職	消防庁長官



退任の挨拶をする鈴木正明 前消防庁長官

総務省 辞 令

(平成13年1月6日付)

氏 名	新	旧
中 川 浩 明	消防庁長官	自治省行政局長



消防庁職員に訓辞をする中川浩明消防庁長官

消 防 庁 辞 令

(平成12年12月31日付)

氏 名	新	旧
加 藤 秀 之	辞職 (東京消防庁予防部副参事へ)	危険物規制課課長補佐
田 中 裕 泰	辞職	総務課

(平成13年1月5日付)

氏 名	新	旧
伊 藤 廉	辞職	消防大学校長
吉 岡 正 一	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	救急救助課主幹・救助係長事務取扱
中 野 健一郎	消防研究所庶務課	自治大臣官房会計課
鈴 木 淳 之	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防研究所庶務課

(平成13年1月6日付)

氏 名	新	旧
飛 弾 直 文	消防大学校長	自治体国際化協会事務局長
今 仲 康 之	出向 (総務省自治行政局公務員部公務員課長へ)	危険物規制課長
鷺 坂 長 美	出向 (総務省大臣官房付へ)	救急救助課長
松 永 邦 男	救急救助課長	総務省大臣官房付
寺 村 映	予防課危険物保安室長 併任(防災課特殊災害室長)	特殊災害室長
佐 藤 文 俊	出向 (総務省自治財政局調整課長へ)	消防課消防職員企画官 ・国際協力官事務取扱
吉 武 洋一郎	消防課消防職員企画官	郵政省放送行政局放送政策課 放送番組流通促進室長
木 原 正 則	予防課危険物判定指導官 ・違反処理対策官事務取扱	危険物規制課危険物判定指導官 ・予防課国際規格対策官事務取扱
渡 邊 洋 己	防災課広域消防応援対策官	救急救助課広域消防応援対策官
田 丸 行 雄	総務課政策評価広報官 併任(総務課理事官)	総務課理事官兼広報官
奥 野 敏 勝	予防課危険物保安室課長補佐	予防課違反処理対策官兼課長補佐
白 石 暢 彦	予防課危険物保安室課長補佐	危険物規制課課長補佐

勝見康生	予防課国際規格対策官 併任（予防課課長補佐）	予防課課長補佐
池松英浩	予防課課長補佐 併任（予防課危険物保安室課長補佐）	危険物規制課課長補佐
青山忠幸	救急救助課国際協力官 併任（救急救助課課長補佐）	総務省大臣官房秘書課課長補佐
中井幹晴	出向 （総務省大臣官房秘書課秘書専門官へ）	救急救助課課長補佐
本島茂夫	併任（予防課危険物保安室主幹） ・命予防課行政係長事務取扱	予防課主幹 ・安全指導係長事務取扱
佐藤信介	出向 （総務省自治財政局財務調査課主幹へ）	消防大学校庶務課主幹 ・庶務係長事務取扱
本庄宏	救急救助課主幹 ・救助係長事務取扱	危険物規制課主幹 ・行政係長事務取扱
西澤純夫	消防大学校庶務課主幹 ・庶務係長事務取扱	震災対策指導室企画係長
笠井健司	防災課震災対策指導室企画係長	自治省税務局資産評価室家屋第一係長
渡辺剛英	救急救助課国際協力専門官 併任（救急救助課国際協力係長）	消防課国際協力係長
山本豊	予防課危険物保安室化学火災係長	危険物規制課化学火災係長
市川力弥	出向 （総務省大臣官房秘書課給与第二係長へ）	総務課総務係長
西晴樹	予防課危険物保安室危険物判定係長 併任（予防課危険物保安室危険物第二係長）	危険物規制課危険物判定係長 兼危険物第二係長
平寄正俊	総務課総務係長	自治省財政局 公営企業第二課工業用水道事業係長
和田正彦	予防課危険物保安室 パイプライン係長	危険物規制課パイプライン係長
安西修	併任（防災課）	救急救助課緊急援助係長
大場教子	予防課危険物保安室危険物第一係長	危険物規制課危険物第一係長
増田誠	出向 （総務省大臣官房企画課企画調査第三係長へ）	消防課消防団係長
矢部祐介	消防課消防団係長	消防課
久保竜夫	予防課危険物保安室	危険物規制課
池田敬之	予防課 併任（予防課危険物保安室）	危険物規制課

平成12年12月の主な通知・通達

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防災第104号	12月4日	各都道府県知事	次 長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について
消防予第279号	12月8日	各都道府県知事	次 長	「第47回 文化財防火デー」の実施について
消防情第137号	12月12日	各都道府県消防主管部長	防災情報室長	災害時における市町村防災行政無線（同報系）の運用方法について
消防予第288号	12月22日	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令について
消防予第289号	12月22日	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の制定等について
消防救第315号	12月25日	各都道府県知事	長 官	緊急消防援助隊要綱の改正について
消防予第291号	12月27日	各都道府県消防主管部長	予防課長	石油燃焼機器の点検整備について
消防救第320号	12月28日	各都道府県知事	長 官	国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱の一部改正について

1月の広報テーマ

文化財防火デー

消火栓付近での駐車禁止

電気器具の安全な取扱い

1月17日は「防災とボランティアの日」

☆テレビによる防災キャンペーン（2月分）☆

ご 存 じ で す か ～ 防 災 ミ ニ 百 科 ～		
放 送 日	主 管 課	テ ー マ
2月15日(木) (午前11:25～11:30)	予 防 課	(仮) 春季全国火災予防運動

(日本テレビ他30局ネット)

編 集 発 行 消 防 庁 総 務 課

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL 03(5253)5111

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>